

自然公園法及び北海道立自然公園条例のしくみ

H29.9.1 北海道後志総合振興局環境生活課

目的	① すぐれた自然の風景地を保護する。 ② すぐれた自然の風景地の利用の増進により、国民の保健、休養及び教化に資する。 ③ 生物多様性の確保に寄与する。		
法令名	自然公園法		北海道立自然公園条例
公園の指定	国立公園 (我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地) 環境大臣 ⇒ 公示 ↓ ↑ 審議会・都道府県	国定公園 (国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地) 環境大臣 ⇒ 公示 ↑ 申出 ↓ 都道府県 審議会	道立自然公園 (北海道を代表するすぐれた自然の風景地) 北海道知事 ⇒ 公示 ↓ ↑ 道審議会・市町村
選定要件	規模	原則 30,000ha以上	原則 10,000ha以上
	自然性	原始的景観核心地域 原則 2,000ha以上	原始的景観核心地域 原則 1,000ha以上
公園の管理	法に基づいて大臣が管理 (公園管理団体が風景地保護協定に基づき管理する場合あり)	法に基づいて知事が管理 (公園管理団体が風景地保護協定に基づき管理する場合あり)	条例に基づいて知事が管理 (公園管理団体が風景地保護協定に基づき管理する場合あり)
公園計画の決定	公園計画 <ul style="list-style-type: none"> 規制計画 <ul style="list-style-type: none"> 保護規制計画 <ul style="list-style-type: none"> 特別地域 <ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区 (道立自然公園はなし) 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域 海域公園地区 (道立自然公園はなし) 利用規制計画 <ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区 風景地保護協定 事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 施設計画 <ul style="list-style-type: none"> 保護施設計画 (植生復元、砂防、防火等の施設) 利用施設計画 <ul style="list-style-type: none"> 集団施設地区 利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 単独施設 (園地、宿舎、野営場、スキー場等) 道路 (歩道、車道、自転車道) 運輸施設 (ロープウェイ、リフト、船舶等) 生態系維持回復計画 <ul style="list-style-type: none"> 生態系維持回復事業 (道立自然公園はなし) 		
	(○保護規制計画) (○利用規制計画) (○保護施設計画) (○利用施設計画) 環境大臣 ⇒ 公示 ↓ ↑ 審議会・都道府県	(○保護規制計画) (○利用規制計画) (○保護施設計画) (○利用施設計画) 環境大臣 ⇒ 公示 ↑ 申出 ↓ 都道府県 審議会	(○保護規制計画) (○利用規制計画) (○保護施設計画) (○利用施設計画) 北海道知事 ⇒ 公示 ↓ ↑ 道審議会・市町村
公園事業の決定	環境大臣 ⇒ 公示 ↓ ↑ 審議会	都道府県知事 ⇒ 公示	北海道知事 ⇒ 公示
公園事業の執行	① 国 (環境大臣以外→環境大臣への協議) ② 地方公共団体等→環境大臣への協議 ③ ①②以外の者→環境大臣の認可	① 都道府県 ② ①以外の地方公共団体→都道府県知事への協議③ ①②④以外の者→都道府県知事の認可 ④ 国→都道府県知事への協議	① 北海道 ② 市町村その他の公共団体→北海道知事への協議 ③ ①②④以外の者→北海道知事の認可 ④ 国→北海道知事への協議
行為制限	行為許可・届出→環境大臣	行為許可・届出→都道府県知事 (指定湿地については環境大臣の協議が必要)	行為許可・届出→北海道知事
違反行為	①告発 ②原状回復命令 ③原状回復命令に代わる措置命令 ④罰則等の強化		

ニセコ積丹小樽海岸国定公園管理指針

比羅夫駐車場の取扱方針

通過型の利用者のために、利用動向を踏まえながら、自然探勝、登山、スキーなどに対応した駐車場を整備する。